

令和7年度  
松本市社会福祉協議会  
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



## 目 次

令和7年度事業計画策定にあたって	1～2
I 地域福祉の推進	
◆基本目標・重点目標	3～4
◆事業概要	
1 地域福祉活動の推進	5～8
2 ボランティア活動の推進	9～10
3 生活支援体制の構築	11～12
4 児童・高齢者福祉の推進	13～14
II 暮らしの支援と権利擁護	15～17
III 介護サービスの提供	18～20
IV 障がい者福祉の推進	21～27
V 組織の基盤強化・発展	28～29

## 令和7年度事業計画策定にあたって

### 【松本市社会福祉協議会の使命】

私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

#### 1 社会福祉を取り巻く状況

令和7年は、少子高齢化の一つの節目である2025年問題の年で、かねてから社会保障費の増大が問題視されていましたが、現在は、その先の65歳以上人口がピークになる2040年を視野に入れて、社会保障制度の持続可能性の確保に向けた政策が進められています。また、全産業において労働力不足が顕著になる中で、福祉事業者においても生産性の向上や、シニア人材の活用など労働力の確保が求められています。

地域においても、単身世帯の増加、公共交通の縮小、老々介護・認々介護など、社会活動や日常生活にリスクや困難を抱える人が増えているため、行政、関係機関、住民が連携して課題解決に向けて取り組んでいます。

さらに、仕事や生活など、さまざまな困難により生活に困窮している人や、社会的孤立をはじめ生きる上での困難・生きづらさを抱える人たちに必要な支援を届けていくことが求められ、地域における包括的支援体制の構築に、社会福祉協議会が果たす役割は益々重要になると考えられます。

#### 2 基本方針

本会の「使命・理念・基本目標」に基づき事業を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりと、住民一人ひとりの生活課題の解決に向けて、多職種が連携して取り組みます。

#### 3 理念の実現にあたって

持続可能な法人運営を維持し本会の使命を果たしていくため、令和6年度に策定した経営安定化計画の実行と、新たな人事・給与制度の施行による改革を推進します。

また、市民の皆さんに対し、本会の活動をわかりやすい形で広報することで、地域や個別の福祉課題の解決につなげます。

さらに、各地で発生する自然災害を教訓に、平常時における備えを検証するとともに、業務継続計画に基づき組織及び各事業所の災害対応力を強化します。

## 理念1：人と人とのつながりが広がる社会の実現

～地域の中で、人と人との様々なつながりがより多く広がることで、孤立する人のいない社会の実現を目指します。

最終年度となる第4期松本市地域福祉活動計画の総仕上げを行い、次期計画の策定を進めます。

地域における生活課題の解決のために、ボランティア活動や有償生活支援事業を推進し、住民相互の助け合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域における子どもと高齢者の福祉団体等と協働して、子どもの健全育成と高齢者の健康・生きがいをづくりの相乗的な効果を狙った事業を展開します。

## 理念2：利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現

～個人の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い多様な福祉サービスの実現を目指します。

### (1) 介護サービスの提供

介護保険制度及び本会の理念に基づき、利用者の尊厳保持と自立支援を念頭に、質の高い介護サービスを提供します。また、これからの介護保険制度の方向性を適切に捉え、持続的な事業運営に向けて、計画的に各サービスの事業を展開します。

### (2) 障害者福祉の推進

本会の障害者支援方針に基づき、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供を行います。施設が、共に考え、共に生き、共に笑える場所となるよう、職員の資質向上を図り、チーム力を高めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民との交流を活性化し、障害特性についての理解を促進します。

## 理念3：地域に根ざした福祉ネットワークの実現

～地域福祉・生活福祉・在宅福祉・障害福祉の支援体制を充実させ、関係者間の連携強化により、より幅広いネットワークの実現を目指します。

経済的に困窮している世帯をはじめ、障がいやひきこもり等により就労に困難を抱えている方の支援を、関係機関と連携して行います。支援を必要としている人へ積極的に働きかけ、アウトリーチによる伴走型の支援で日常生活の安定と社会参加を促進します。

また、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を擁護し、生活を守るために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進します。

# I 地域福祉の推進

## 基本目標

- ▶ ボランティアや児童生徒も含め、住民の誰もが参画する、地域福祉のコミュニティづくりのため、新たな発想と視点による福祉活動に取り組みます。
- ▶ 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

### ◆ 重点目標

- 1 第4期松本市地域福祉活動計画の推進と第5期松本市地域福祉活動計画の策定  
令和7年度が最終年度となる第4期松本市地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）について、中間年度見直しに沿った取組みにより目標達成に向けて計画を実行します。そのうえで、第4期計画の取組みの評価・検証を行い、第5期松本市地域福祉活動計画（以下「第5期計画」という。）の策定を進めます。
  - (1) 第4期計画の取組み・評価・検証及び第5期計画策定の準備  
第4期計画の最終年度として、各地区の地区担当職員と地区生活支援員をはじめ、生活・在宅・障害の各福祉部門等の職員も含めオール社協として地域と協働して中間年度見直しに沿って新たな取組みを実行するとともに、重点取組みを中心に個別の取組みを実行します。  
また、第4期計画の評価・検証を並行して行い、令和8年度からの第5期計画策定を進めます。
  - (2) ボランティアの育成  
ボランティア事業運営方針に基づき、地域に開かれたボランティアセンターの機能を充実させ、地域の担い手となる人材の育成を行う拠点として引き続き事業を展開します。
  - (3) 多職種連携  
各地区で地区担当職員及び地区生活支援員が地域福祉を推進するにあたり、松本市の福祉担当職員や保健師、福祉ひろば職員、地域包括支援センター等の多職種とネットワークを強化し、連携して地域福祉の課題解決に取り組みます。また、市社協内での地域福祉と生活・在宅・障害の各福祉部門間のネットワーク強化のため、地区担当職員及び地区生活支援員が持つ情報を各部門の職員と共有し、一体となって地域福祉の課題解決に取り組みます。

## 2 生活支援体制の整備

各地区に配置している地区生活支援員が、地域住民や関係職員等と連携し、地区での高齢者等の日頃の困りごとを支援する支え合いの体制づくりと強化に取り組めます。

また、支え合いの仕組みの一つである有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）について、各地区に配置されている地区生活支援員が中心となって事業に関わることで、地区の支え合いの体制を強化します。

## 3 児童福祉と高齢者福祉の連携

「児童福祉業務運営における活動方針」に基づき、本会が長年培った児童センターでの児童福祉と、プラチナセンターの運営や高齢者クラブ連合会との協働で得た知見や経験を生かし、地域の中で積極的に子どもと高齢者が関わり合い、相乗的な福祉の向上を進めます。

## 4 共同募金、日赤活動資金の周知・広報活動の取組み

事務局として共同募金活動、日赤活動への理解を深めていただくため、募金等の使途や取りまとめ方法等について、上部（県）団体と連携して引き続き周知していくとともに、街頭募金活動等広報活動に取り組めます。

## ◆ 事業概要

### 1 地域福祉活動の推進

(1) 第4期計画の中間年度見直しに沿った各地区への具体的な取組みの働きかけと地域との協働

ア 地区担当職員による「つむぎちゃんプラン助成金」を活用した事業の企画、運営の支援や助成金の活用方法の情報提供

「つむぎちゃんプラン助成金」の内容について、地域の実情に応じて柔軟な活用ができるよう取り組みます。

(ア) 地区課題の把握・解決事業

ニーズや課題把握のためのアンケート調査、地域包括ケアにかかる研修等

(イ) ボランティア等人材育成事業

ボランティア及び生活支援の担い手の育成、つむぎちゃんサポートの仕組みの活用

(ウ) 住民学習サポート事業

地区社協だよりの発行、各種講座や学習会

(エ) 見守り・支え合い事業、「ささえあいマップ」事業

高齢者、子ども等の日常的な見守りや声掛け

町会・隣組等小地域の単位でのささえあいマップや防災マップ等の作成を通じた見守り、支え合いについて話し合い、考える「ささえあいマップ」事業

(オ) 地域ふれあい推進事業

地区や町会で実施する身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりとしてのサロンやお茶飲み会など

(カ) 住民主体事業

(ア)～(オ)の事業や、その他地域で重点的に取り組む地域福祉事業

イ 地区担当職員や地区生活支援員が、第4期計画の見直しの重点取組みを念頭に、各地区の実情に沿った個別の取組みを抽出し、重点的・継続的に取り組みます。

(2) 住民同士の支え合いによる地域福祉の推進

ア 引き続き地区担当職員と地区生活支援員が共に地域福祉活動に参画し、各地区の地区社協(支会)及び分会社協(町会)が主体的・自発的に行う地域福祉課題の解決に向けた取組みを支援します。

イ 地域福祉の担い手育成

(ア) 地域デビュー講座の開催(年4回)

地域福祉やボランティアに興味がある市民や、自らの技能や知識を地域での活動に活かしたい市民が、地域福祉活動について幅広く学び、具体的に地域福祉活動に取り組むきっかけとするための講座を開催します。また、地区・町会単位で開催する地域デビュー講座の開催を支援します。

・内容 ボランティア活動、世代間交流、地域の居場所づくり等の実践活動についての講義と実習

(イ) 地域での移動に関する支援

第4期計画の中間年度見直しのなかで新たな課題として挙げられた「集いの場への送迎や移動困難者の移動支援」について取り組みます。

**新**a 送迎ボランティアを安心して行うためのガイドブック作成

地域の集いの場等への送迎ボランティアを安心して行うことができるように「送迎ボランティアを安心して行うためのガイドブック」を作成し、必要に応じて地区担当職員や地区生活支援員が地域で説明します。

**新**b 送迎ボランティア運転講習の開催

送迎ボランティアを安心して行えるように、必要に応じて地域と協働して送迎ボランティア運転講習を実施します。

c 高齢者運転講習の開催

高齢になっても安全に車で移動ができるように、警察の方から高齢者の運転について注意するポイントを学ぶとともに、必要に応じて地区担当職員や地区生活支援員が中心となり、地域と協働して地域ごとに衝突回避支援システム等安全機能を持つ車の体験試乗を実施します。

(ウ) 四賀地区 高齢者サロン「ぶくぶくの家」の活用

毎週月曜日に開催している「ぶくぶく亭エル」をはじめ、高齢者サロン開催により幅広い年代層が楽しく集える企画運営を行い、併せてニーズ把握の場、それに伴う担い手作りの場づくりを進めます。

(エ) 「まるごとヘルパー大作戦」の開催

社協職員（ヘルパー）による簡単な料理作りや介護技術を学ぶ「まるごとヘルパー大作戦」を各町会サロンに出向いて開催し、サロンの持続可能な活動を支援します。

(3) 見守り安心ネットワーク事業

ア 「ささえあいマップ」事業

常会や隣組等の小地域で住民同士が、要支援者の見守りや災害時における避難支援について話し合い、情報を共有して進める「ささえあいマップ」事業について、本会が作成した「ささえあいマップ作成支援パンフレット」を活用して地域の実情に合った取組みを支援します。

また、必要に応じて、松本市が進める「個別避難計画」の作成に、「ささえあいマップ」の手法等を活用して連携します。

イ 「もしもの時の玉手箱」（緊急連絡先把握の仕組み）の情報更新（四賀地区）

ウ 見守り体制の構築

有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）など、地域における支え合い事業の利用を促進することで、住民による見守り体制の構築を進めます。

#### (4) 福祉啓発活動

##### ア つむぎちゃん出前講座の実施

社協独自の福祉学習会「つむぎちゃん出前講座」として、地区・町会等やサロンなどの行事において、地区担当職員等が、防災、傾聴、エンディングノート、いきいきサロン、ささえあいマップ事業等の講座を行い、介護・障害部門の職員が、介護保険のしくみや障がい者の地域とのつながり等の講座を行います。

##### イ 被災地復興活動講座の開催

災害を経験し、その後の復興活動に携わってこられた方や団体等から避難生活や体験談を伺うことを通じて、災害時の備えや、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会等を開催します。

##### ウ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止対策

電話でお金詐欺による被害が後を絶たないことから、被害防止対策ガイドラインに基づき、デイサービス及び訪問介護サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、利用者等との直接対話による注意喚起を行います。また、社協つむぎちゃん劇団での啓発や、地区担当職員・地区生活支援員が、ふれあいいきいきサロン等地域住民が集う行事において注意喚起を行います。

##### エ 「つむぎちゃん通信（広報誌社協まつもと）」の発行

本会の広報誌である「つむぎちゃん通信」を年4回発行します。

より多くの地域住民に関心を持っていただくため、親しみやすく・わかりやすく・読みやすい記事となるよう紙面や構成を工夫し、社協の紹介や、意見募集、社協会費・共同募金・日赤活動資金の使い道などを掲載し、情報発信力を強化します。

##### オ 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した啓発活動

本会を周知するために「つむぎちゃん」のPRグッズを作成し、さまざまな行事・事業で活用します。

##### カ 市社会福祉大会の開催

長年、地域福祉に尽力された方を表彰し、「地域福祉」を参加者全員で考える機会とする社会福祉大会を開催します。

##### キ 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知

(ア) 募金等の目標額、用途、取りまとめ等について、つむぎちゃん通信等さまざまな手段で周知を行うほか、松本市町会連合会へ募金等へのご理解・ご協力を得られるよう働きかけます。

##### **新** (イ) 「地区社協事業発表会」の開催

社協会費や共同募金の仕組み等についての理解を深め、また参考となる地区の取組みを紹介する「地区社協事業発表会」を継続して開催します。

##### ク 福祉教育の取組み

(ア) 高校、小中学校、児童センター等での福祉教育の実施

障がい者等の協力による講話や車いす・アイマスク等の体験等を通じ、児童・生徒が自ら福祉について考える体験学習の実施

(イ) 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成

(ウ) 社会福祉普及校連絡会の開催による連携強化

(エ) 各地区、町会のサロン等「集いの場」において、福祉体験等を通じ、福祉について考える体験学習を実施するとともに、福祉体験ボランティアの担い手を育成

(5) 地域福祉、生活福祉、介護福祉、障害福祉の一体的な地域福祉活動の推進

ア 本会の地域福祉を統一的に行うため、地区担当職員の情報共有や取組方法の検討等を目的として「ちくたんミーティング」を定期的で開催します。また、地区担当職員と地区生活支援員が一体的に地域福祉活動を進めるため、各地区において常時連携するとともに、情報共有や地域特有の課題解決の検討、取組みを推進します。

イ 地域福祉と生活福祉・在宅福祉・障害福祉のネットワーク強化による一体的な地域福祉の取組み

生活・在宅・障害の各福祉部門と地域福祉部門において、個別の課題や必要とする地域の支援等について随時、地区担当職員や地区生活支援員とも情報共有を行い、積極的な多職種連携による多種多様なサービスの提供、地域と協働した見守り体制の構築などそれぞれの地域福祉活動につなげます。

(6) 福祉団体事務局事務

ア 共同募金会及び日本赤十字社事業の推進

長野県共同募金会松本市共同募金委員会及び日本赤十字社長野県支部松本市地区の事務局として運営事務や集金事務を担うとともに、戸別募金について任意性を担保しながら募金活動を行えるよう、上部（県）組織と連携しながら募金の取りまとめに関する留意事項等の情報を周知・啓発します。

イ 松本市民生委員・児童委員協議会の運営支援

民生児童委員活動を支援する事務局として、民生児童委員の負担軽減等、市と協力して活動を支援します。また、令和7年度の一斉改選に関わる諸事務について、円滑に進むよう支援します。

ウ 福祉団体への支援及び団体事務

市内の地域福祉団体（松本市遺族会、松本市保護司会、松本市ひとり親家庭福祉会）の事務局として、自主的な団体活動が行えるように必要な支援を行います。

## 2 ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネーター活動

#### ア ボランティア活動に関する相談、活動情報の提供

活動の希望内容に合わせて、活動先や活動内容の提案を行います。

また、活動情報や講座の案内等の周知により、地域の担い手であるボランティア参加者を募ります。

#### イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供

依頼内容に合わせて、ボランティアやボランティア活動団体についての紹介を行います。また、ボランティア活動情報の積極的な周知により活動を充実させます。

#### ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整

活動の希望者と依頼者のニーズを把握し、マッチングを行います。また、活動結果を積み上げてその後のマッチング調整に反映します。

#### エ 市民活動サポートセンターとの連携

ボランティア情報の共有や、ボランティア関連講座を共同開催します。

#### オ ボランティアコーディネーター研修への参加

市民のボランティアへの関心と理解を深め、その思いとニーズを適切にコーディネートできるように、ボランティアコーディネーター研修等への参加により資質向上を図ります。

### (2) ボランティア事業運営方針に沿ったボランティアセンターの活性化

ア ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア活動等との連携、交流を日常的に進めるとともに、多機関が情報を共有し、協働できるように情報交換の機会を設けます。

#### イ ボランティアセンタールームの活用

ボランティア情報の提供・交換やグループのミーティング・交流、また研修・セミナー、ボランティア関連の作業を行う場など、ボランティアセンタールームをボランティアの拠点として活用します。

### (3) 松本市ボランティア交流集会の開催

ボランティア間の情報交換を毎年行うことで、活動の活性化や、全体のボランティア活動を底上げするために交流会を開催します。

### (4) ボランティア「ありがとう」の集いの開催

日頃からボランティア活動に取り組まれている方々に感謝の気持ちを伝え、今後の活動の活力にさせていただくとともに、活動者同士の交流と情報交換の場とするためにボランティア活動を支援する集いを開催します。

### (5) ボランティア講座の開催

ボランティアに関心がある方や、既存のボランティアグループ等の活動者を対象にスキルアップや担い手育成等の講座を開催します。

(6) 調査・研究活動の推進

ボランティア活動の傾向やニーズについて、ボランティア活動保険加入時の確認によるアンケートや、SNSを活用した調査・研究を行い、今後のボランティアセンターの活動に反映します。

(7) 災害に備えた災害ボランティアセンター等の体制づくり

ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の実施

イ 協力団体等との連携強化、協定締結の推進

ウ 災害ボランティアセンターサポーターの募集と情報交換会の開催

非常時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、災害ボランティアセンタースタッフとして協力していただける市民（災害ボランティアセンターサポーター）を募り、研修・訓練を充実させるとともに、サポーターや防災関係者と情報共有などを密に進めていきます。

エ 災害ボランティア登録者の推進

令和6年能登半島地震等の状況を踏まえ、被災後すぐに外部からのボランティア支援が見込めないことも想定し、地元ボランティアとして活動できる市民を募り、松本市または近隣で被災した場合のボランティア人材を確保します。

(8) ボランティア保険の周知及び加入促進

ボランティアに安心して活動していただくため、ボランティア保険の周知により加入を促進します。

(9) ボランティア活動の場の提供

さまざまなボランティア活動を紹介し、支援していくことで、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる機運を高めていきます。

ア 社協つむぎちゃん劇団

ボランティアによる劇団員が、地区の町会サロンやイベント等で、地域住民と一緒に「電話でお金詐欺被害防止」の寸劇を行うことで、地域の皆さんにとって楽しく、わかりやすい周知により注意喚起を行います。

また、新たな演目（認知症の啓発、防災、見守り等）の公演を開始します。

イ 炊き出しキャラバン隊

希望する地域、イベント等にボランティアによる「炊き出しキャラバン隊」が出張し炊き出しをすることで、子どもや高齢者等への食事支援、地域交流のきっかけづくり、防災・減災意識を啓発します。

### 3 生活支援体制の構築

#### (1) 生活支援体制整備事業

地区生活支援員と地区担当職員が、高齢者等の生活支援・介護予防の体制づくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会の構築を目指して、住民及び関係機関と連携し、各地区の実情に沿ってニーズ把握や担い手の育成、地区独自サービスの立上げやコーディネートを行います。

ア 困っている高齢者等を把握し、既存のサービスや活動につなげる。

イ 不足するサービスの創出や課題解決のための仕組みづくり

ウ 担い手の育成・グループ化

#### (2) 有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）

地区生活支援員が中心となって、つむぎちゃんサポートの協力会員と利用会員のマッチング等の業務を担い、地区担当職員と地区生活支援員が各地区においての周知啓発、利用促進等を行うことで、すべての地区において住民相互の助け合いの仕組みが広がることを目的に体制整備を進めます。また、地区生活支援員が関わることで、提出する関係書類を簡素化し、地域にとってより身近な事業となるよう取り組みます。

同時に、この事業が持続可能な事業として継続して推進していけるよう、利用料や支援内容を含めた見直しを行います。

ア 住民への広報、事業説明会の実施

イ ニーズの把握、利用促進

ウ 協力会員の発掘と研修会の実施

エ サービスの受付・事前調査

オ サービスのコーディネート、事後調整

カ 利用料の収受、報酬の支払い（本所業務）

#### (3) 地域包括支援センター（担当地区：南部、南西部、西部）の運営

ア 総合相談支援

地域住民の福祉に係る総合相談・手続きの窓口として、必要な制度の紹介や関係機関との連絡調整を行います。

イ 介護予防ケアマネジメント

介護度が要支援の方や生活機能の低下が見られる方のケアプランを作成し、地域の通いの場の紹介や生活支援サービス・介護予防事業への利用調整を行います。

ウ 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待防止や特殊詐欺対策の推進、成年後見制度の紹介等を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における支援ネットワークづくりや、個々の介護支援専門員に対する助言や支援を行います。

また、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に取り組むとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化や共有された地域課題の解決に必要なサービスや地域づくりにつなげます。

#### オ 受託センターの連携

松本市から受託している3センターの情報交換やスキル支援を定期的に行うことで、職員の資質向上に取り組めます。

### (4) 生活支援事業の実施

#### ア 福祉有償運送サービス・公共交通空白地有償運送サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障がい者等の日常生活の利便を図るために有償運送サービスを実施します。

#### イ 高齢者等訪問給食サービス事業（受託事業）

高齢者・障がい者等世帯の食生活の維持と見守りのため食事を配達します。

#### ウ 軽度生活援助事業（受託事業）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片づけなど簡易な作業を行います。

#### エ 「ふれあいの家」（奈川地区）の管理運営

奈川地区における一人暮らし高齢者の不安解消・自立を図る居住施設と、高齢者等の生きがい活動の場としての広間を併せ持つ施設の管理運営を行います。

### (5) 奈川社会就労センターの運営

奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立を支援します。

## 4 児童・高齢者福祉の推進

### (1) 児童福祉事業

#### ア 児童センター（16館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

- (ア) 運営委員会の開催（年1回）
- (イ) 運営委員と各館の日常的な関わりを推進
- (ウ) 保護者との懇談及び保護者アンケートの実施
- (エ) 地域活動クラブへの助成

#### イ 児童センターで実施する事業

- (ア) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（16カ所）
- (イ) 一時利用事業
- (ウ) つどいの広場事業（13カ所）
- (エ) 青少年の居場所事業（あがた児童センター）

#### ☒ (オ) 地域との連携事業（児童による地域貢献、高齢者、障がい者との交流事業）

- (カ) 自然とのふれあい事業
- (キ) 保護者への子育て支援活動

#### ☒ (ク) 自主事業（児童の主体性育成事業、各館の特性や地域性を活かした事業）

#### ☒ (ケ) 地域を対象とした活動（松本子どもまつりへのブース参加）

- (コ) 福祉・ボランティア活動
- (サ) 安全計画に基づく防災訓練や防犯訓練及び職員研修

#### ☒ (シ) 児童と高齢者の交流事業

プラチナセンター利用者や地域の高齢者と児童が、郷土文化の伝承や編み物、絵手紙、ポッチャなどを通して交流を深めるとともに、児童が学校や塾では学べない知恵を体得する場づくりと、高齢者の活躍の場の創出と生きがいづくりを推進します。

### (2) 高齢者福祉事業

#### ア プラチナセンター事業の推進

- (ア) 松本市プラチナ大学、生きがい講座の開催
- (イ) センターの利用団体の活動支援
- (ウ) 福祉入浴の実施

#### イ 福祉団体の活動支援

松本市高齢者クラブ連合会・プラチナセンター利用者の会への支援

#### ウ 地域福祉担当・地区生活支援員・児童福祉・ボランティアセンターと連携した活動支援

(ア) 地域福祉活動への参加

プラチナ大学や生きがい講座の受講生や高齢者クラブ連合会の会員等が、地域福祉やボランティア活動等に参加していただけるよう、地区担当職員や地区生活支援員、ボランティアセンターから地域のボランティアや人材募集に関する情報の提供を行い、高齢者の知識や技能を活かした地域活動を促します。

〔拡〕(イ) 知恵と元気のプラチナ事業の実施

“地区の子どもは地区が育てる”を基本に、地区担当職員や地区生活支援員との連携を構築する中で、市地域づくりセンターや地区公民館と協働で、地区単位でプラチナ世代が担い手となり、子どもを中心に置いた居場所づくりや多世代交流の場をつくれます。

## Ⅱ 暮らしの支援と権利擁護

### 基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

### ◆ 重点目標

#### 1 暮らしの支援

障がいや傷病、ひきこもり等により日常生活や就労に困難を抱えている方や、複合化・困難化した課題を抱える生活困窮者等を支援するため、当法人の関係部署及び行政、関係機関、民生児童委員等と連携し、アウトリーチ支援による伴走型支援の強化を図り、尊厳あるその人らしい暮らしを支援します。

「松本市生活就労支援センターまいさぼ松本」の運営受託及び生活資金貸付事業により、経済的に困窮している世帯への中長期にわたる家計改善の支援や、コロナ禍で実施した生活福祉資金特例貸付の償還困難世帯等へのフォローアップ支援を行います。

#### 2 権利擁護の推進

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なことから自ら助けを求めることが困難な方の権利擁護を図るために関係機関と連携し、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等に適切につながるよう、相談や手続きの支援を行います。また、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークにおける中核機関業務を一部受託し、後見人等の受任調整、市民後見人の育成等に取り組みます。

### ◆ 事業概要

#### 1 生活・就労の相談支援

##### (1) 生活就労支援センター（まいさぼ松本）

さまざまな理由により社会生活に困難を抱えている方に対し自立支援の相談を行い、関係機関と連携して住居の確保や就労、家計再建の支援を行います。

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の作成、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を向上）

エ 食糧支援等の緊急対応

**新** オ 重層的支援体制整備事業（アウトリーチ・参加支援事業）の受託

10月から市より受託する標記事業（長期にわたりひきこもりの状態にある方や家族への相談支援を行い、訪問を通して信頼関係の構築や社会参加に向けた支援を行う事業）を開始するため、年度当初から必要な準備に取り組みます。

(2) 生活資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

失業、災害等により一時的に収入が減少した方や、療養、転居、就学等により一時的に費用が必要になった方に対して相談を行い、所得等一定の要件の下に必要な資金の貸付を行います。

**拡** イ 生活相談支援体制強化事業

特例貸付を通じて顕在化したさまざまな地域生活課題に対応するため、全課による組織内連携体制を構築しました。市内全地区を網羅する当会のマンパワーを活かし、困窮課題の把握や特例貸付償還困難世帯等へのフォローアップ支援をはじめ、さまざまな生活課題を抱えた世帯への相談支援に取り組みます。

また、アウトリーチ支援・フォローアップ支援につながる「出張型・福祉なんでも相談会」の地域展開を推進します。

ウ 暮らしの資金貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的な理由による生活費の不足を補うため、3万円以内の資金貸付を行います。また、利用世帯の経済状況に応じた償還計画を立て、貸付から償還に至るまで継続的に支援を行います。

2 権利擁護の推進

(1) 成年後見支援センター

ア 中核機関業務の推進

「成年後見支援センターかけはし」を構成する2市5村と協力し、専門職を加えた松安筑成年後見ネットワーク協議会を開催します。後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携して自発的に協力する体制づくりを進め、後見人等が孤立しない体制を構築します。

また、家庭裁判所と連携を深め、後見人等からの相談に応じ、中核機関業務の推進を図ります。

イ 担い手育成・活動支援

成年後見制度利用促進法における第2期基本計画の柱でもある担い手育成について、今まで構築してきた土壌を活かし、引き続き担い手として活動できる市民後見人の育成を行います。身上保護を重視した取組みを求められているため、フォローアップ研修や実務実習を計画的に実施し、市民後見人として安心して適切に後見活動が行えるように支援します。

ウ 法人後見の受任

認知症や障がいなどの理由により判断能力が十分でない方が、その人らしい生活が継続できるように、成年後見制度利用促進専門委員会（受任調整）の判断により、法人として後見人を受任します。

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

イ 日常生活費の管理

ウ 消費契約及び行政手続等に関する援助

## Ⅲ 介護サービスの提供

### 基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活を送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

### ◆ 重点目標

#### 1 求められるサービスの提供

利用者の想いをしっかりと受け止め、その人らしく豊かな日常生活を送れるように関係職員が協働してサービスを提供します。また、絶えずサービスの向上を追求し、介護事業の発展に取り組みます。

#### 2 経営の安定化

経営の安定化を図るため、利用者確保・収益改善に向けた積極的な営業や広報活動、事業運営の見直しや加算の取得等に、管理者をはじめ職員一人ひとりが意識して取り組みます。また、職員のスキルアップやキャリア形成の支援、職場環境の整備を進めるとともに、人材確保・人材定着化を行います。

### ◆ 事業概要

#### 1 介護保険事業の安定経営

(1) 事業所ごとの目標設定に対する毎月の事業運営の分析と評価

〔拡〕 (2) デイサービスの定員数・営業日・営業時間の見直し

ア 奈川デイサービスの営業日の見直し（5日→3日）

〔拡〕 (3) 事業の統廃合

ア 居宅介護支援事業所の統合（北部居宅と四賀居宅の統合）

(4) 制度改正・報酬改定に対応した事業運営

〔拡〕 (5) 積極的な加算の取得による報酬の確保

ア 処遇改善加算の上位加算（継続）

イ サービス提供体制強化加算（通所介護・訪問入浴）

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（新規）（通所介護：波田）

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（継続）（通所介護：安曇・梓川・四賀・北部・東部、本所訪問入浴）

- ウ 特定事業所加算（居宅介護支援、訪問介護）
  - ・特定事業所加算Ⅱ（継続）（居宅介護支援、訪問介護全事業所）
- エ その他の加算取得へ向けた取組みの強化

**拡** (7) 利用者数を基準とした人員の適正配置

(8) 人材の確保・定着・育成

- ア 福祉の職場説明会等への参加、ハローワークとの連携強化
- イ 介護福祉士を養成している大学、専門学校等へのアプローチ
- ウ 若年層、有資格者等人材の確保、受入れ
- エ 外部研修への積極的な参加、 職員の能力向上とキャリア形成
- オ 内部研修・勉強会の実施
- カ 資格取得の促進及び支援
- キ 事業所間の職員の交換研修

(9) 事業継続計画（BCP）の管理・運用

- ア BCPの研修、訓練の実施
- イ 利用者、地域の情報の収集と共有

2 地域・生活福祉部門と両輪による組織運営

- (1) 地域・生活福祉部門との情報共有、関係職員による利用者の包括的支援
- (2) 利用者の地域の困りごとを把握、地区の生活課題として関係機関につなげる
- (3) 特殊詐欺被害防止への取組み

3 虐待防止・身体拘束適正化の体制の強化

- (1) 虐待防止委員会の定期開催（委員会は身体拘束適正化と一体的に実施）
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための研修会の実施

4 事業別実施内容

(1) 居宅介護支援事業

- ア ケアプラン、予防プランの作成、モニタリング及び相談業務
- イ 関係者・関係機関等との情報交換・連携
- ウ 各種研修会・勉強会・事例検討会議等への参加及び開催
- エ 主任ケアマネジャーの育成
- オ 実習生・研修生の受入れ

(2) 訪問介護事業（介護保険事業、障がい児・者居宅介護事業）

- ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
- イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供（介護保険事業）
- ウ 身体介護、家事援助、同行援護等の実施（障がい児・者居宅介護事業）
- エ 研修会への参加・実施
- オ 実習生・研修生の受入れ
- カ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

(3) 訪問入浴介護事業（介護保険事業・在宅入浴事業）

- 新
- ア 訪問入浴介護事業の西部地区への拡充
  - イ 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
  - ウ 訪問入浴サービスの提供
  - エ 研修会への参加・実施
  - オ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

(4) 通所介護事業（デイサービス事業及び介護予防教室事業）

- ア 通所介護計画書、利用状況報告書の作成及び相談業務
- イ 通所介護サービスの提供
- ウ その他の通所介護サービスの提供
  - ・認知症対応型：梓川・北部
  - ・地域密着型：安曇・奈川
- エ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の提供（安曇・奈川・梓川・四賀）
- オ 研修会への参加・実施
- カ 関係者・関係機関等との情報交換・連携
- キ 農園・農場の運営（四賀）
- ク ナイトケア事業の実施（北部・東部）
- ケ 地域の小・中学校との交流・連携
- コ 利用者の家族向け介護者教室の実施（北部・東部）
- サ 地域ボランティア、学生ボランティア・職場体験の受入れ

## IV 障がい者福祉の推進

### 基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

### ◆ 重点目標

#### 1 利用者への支援・援助

- (1) 利用者が、自己決定に基づいて主体的な生活を営むことができるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (2) 利用者の個性を大切にするとともに、他の利用者や職員と共に社会生活を営むことの喜びを感じられるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (3) 全体研修や自己研鑽により職員の資質の向上を図り、利用者に目が届く、安全な事業所の運営を行います。

#### 2 安定した事業所運営・選ばれる事業所運営

- (1) 取得可能な加算の取得及び適切な人員配置等により、安定した事業所の運営を行います。
- (2) 関係機関や関係者との情報の共有を綿密に行い、利用者・ご家族・地域住民等から選ばれる事業所運営を行います。

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組み

- (1) 地区や町会等の行事に積極的に参加し、地域と共に生きる喜びを醸成します。
- (2) 本会の強みや特性を生かし、地域福祉との連携や課を横断した総合的な支援を行い、地域に開かれた事業所運営を行います。

## 社会福祉法人松本市社会福祉協議会「障がい者支援方針」(令和3年9月策定)

### <基本理念>

- 共に考え、共に生き、共に笑える場所づくり
- 色とりどりの 自分らしさが輝く社会へ

本会が運営する施設を利用される一人ひとりが互いの違いを受け止め、共に助け合い支え合う心を持って活動するだけでなく、様々な立場の方々が共助・共感の理解のもと、障がいのある方々が自分の意志により自分らしく生き、みんなが幸せになれる社会をつくることを基本としています。

### <基本方針>

基本理念の考えを実現するために、次の基本方針とします。

- 利用者の主体性を重んじ、自分の行動に自信が持てるように支援します。
- 利用者の心に寄り添う環境づくりを心がけ、その人らしく笑顔で過ごせるよう支援します。
- 専門的な知識やサービスの向上を図るとともに、人材育成によりチーム力を高めます。
- 利用者・家族・地域住民から評価される質の高いサービスを関係者と連携し提供します。

## ◆ 事業概要

### 1 相談支援

#### (1) 障害者相談支援事業（相談支援センターにじ）

☐

##### ア 相談支援体制の充実

心身に障がいを抱えた方の日常生活に係る相談に応じ、地域で安心して暮らしていくための情報を提供する。

##### イ サービス等利用計画、個別支援計画の作成及びモニタリングの実施

##### ウ 運営体制の強化

##### (ア) 相談支援専門員の育成強化

☐

##### (イ) 障害福祉サービスを提供する事業所、関係機関との連携強化

## 2 就労継続支援

養護学校や相談支援事業所等関係機関との連携により、新規利用者の確保に努め事業所の健全経営を目指します。またイベント等への継続的な参加により地域との連携、障がい福祉施設への理解を深めます。さらに受託作業の安定確保、魅力的な自主製品の創造等により工賃アップを図り、利用者の通所モチベーションの向上、生活の自立、ひいては一般就労を目指す意識の醸成につなげます。

### (1) 希望の家

<事業所目標>

「かけがえのない あなたが そばにいるから 希望が生まれ 希望が叶う」

ア 各養護学校、関係機関との連携を一層強化することによる利用者の安定確保及び利用者の特性を勘案した継続的支援により通所率の向上につなげる。

☒ イ 受託作業の新規開拓と受託作業から出る廃材を利用した自主製品の研究開発及び販売活動の推進等により工賃アップを目指す。

☒ ウ 地域イベント、交流会への積極的な参加により地域理解の推進を図る。

### (2) 喫茶「C a f e ポリジ」

ア 利用者特性に合わせた支援と、地域住民との交流により得たコミュニケーション力により魅力ある人格形成を目指す。

☒ イ 地域住民、関係団体、当会が連携し開催する「つむぎマルシェ」を始め、利用者の働く喜び、生きがいづくりにつながる機会を創出する。

☒ ウ 就労継続支援B型5事業所と連携して行う商品販売やイベントを通し、各事業所の特色と魅力を発信する。

### (3) 岡田希望の家

<事業所目標>

「仲間とともに 働く幸せ 人に役立つ幸せ 明るく 楽しく あきらめず」

☒ ア 大規模改修

(ア) 改修前後に行う引越しの計画的実施

(イ) 代替施設における安定運営と環境変化に順応するまでの利用者への配慮及び送迎における安全への配慮

(ウ) 改修後における施設運営の早期安定化

イ 改修後、ボランティアとの再連携を進め、地域との団結、地域行事への参加等による地域住民との交流

ウ 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上支援

エ 作業能力向上のため、利用者全員が同じ作業ができるような支援体制の確立

#### (4) 南ふれあいホーム

##### <事業所目標>

「あたりまえのことが あたりまえにでき じりつ（自立・自律）できる  
自分になれる」

##### ア 安定経営への取組み

(ア) 新規利用者確保のため、相談支援事業所等の関係機関と連携を密にし、見学・体験者を積極的に受け入れる。

(イ) 受託作業の安定的な確保と新規開拓、自主事業（主ににじいろ工房）の充実を目指す。

☐

(ウ) イベント等への継続的な参加により地域連携を深め、ポリジを核とした幅広い販売・PR活動等を通じて、事業所の紹介と魅力を発信する。

##### イ 現利用者の通所モチベーション向上への取組み

(ア) 工賃アップによる生活基盤の安定

(イ) 就労移行、A型事業所、一般就労へのステップアップに向けた意識の醸成

##### ウ にじいろ工房の充実への取組み

(ア) 利用者支援第一で、にじいろ工房目標「一歩ずつ、一緒に！」を着実に進める。

(イ) 販売機会の新規開拓、新商品の開発促進等を通じ、利用者と職員のレベルアップを図る。

#### (5) 北ふれあいホーム

##### <事業所目標>

「㊦もちを1つに思いやり ㊧すけあいの心をもつ ㊨んばってあきらめず  
チャレンジする心 ㊩レベルアップを目指す ㊪かるく たのしく  
㊫いつも元気で自分らしく」

☐

ア 障害相談支援事業所等の関係機関との連携強化による一般就労へのステップアップに向けた意識の醸成及び送迎サービスによる利用者の安定確保と通所率の向上

イ 安定した受託作業の確保、新たな自主製品の開発及び魅力ある店舗づくりの取組みによる収入確保と工賃アップ

ウ パンの製造設備及び販売店舗を最大限活用した取組みによる利用者支援の充実

☐

エ 地域とのつながりを生かしたパンの訪問販売及び地区イベントへの積極参加による利用者の社会参加の機会拡充

オ 店舗を活用したパン等の販売イベント開催による地元地区住民との交流

#### (6) 障がい者就労センター・はた

<事業所目標> 「雨にも負けず 風にも負けず 太陽と緑と笑顔の仲間たち」

《合言葉》 みんなでやれば なんでもできる できる！ できる！  
やればできると信じよう！

ア 各養護学校との相互訪問等の積極的な交流及び地域の行政機関等との連携による利用者の確保と、利用者の情態を勘案した通所率の向上

【拡】

イ 農福連携及び地域連携の取組みによる利用者の外部就労機会や、利用者が主体的に参画する販売会の企画など生きがいづくり・やりがいづくりの場の創出

ウ 新規受託製品の確保や農作物・木工品・手芸品の充実と販路拡大、独自販売会の複数開催による収入の確保と工賃アップ

【拡】

エ 利用者が通所したくなる事業所づくりに向けて、体力づくりも兼ねたレクリエーションや屋外活動への取組み

### 3 児童発達支援・日常生活支援

#### (1) しいのみ学園

<事業所目標>

「㊦あわせねがい ㊩ろとりどりにえがくみらいへ ㊨びのびたのしく  
㊭んないっしょにはじめのいっぽ」

ア 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

イ 市担当者、医療的ケア児童コーディネーター、医療機関との連携強化

【新】

ウ しいのみ学園から保育園等へ移行した児童の並行通園の受入れ

#### (2) 心身障害者福祉センター

<事業目標>

「在宅障がい者の外出の機会をつくることで、仲間との出会いや活動を増加し、  
ともに生きることの喜びや楽しさを実感できる場所づくり」

ア 「やまなみ学級」の実施

(ア) 仲間との出会い・交流・活動の場

(イ) 日常生活・社会生活を支援する訓練・学習・創作活動の実施

イ 自分らしさを表現する講座の開講

(ア) 他の施設・サービス等の利用が困難な方の自分らしさを表現し、自立を進めることができる場所

ウ 通所困難な障がい者へのサポート

(ア) 生活範囲を広げるためのリフト付き送迎車の運行

エ 聴覚の不自由な高齢者のサポート

聴覚高齢者デイサービスの「デフクロバー」・「すまいる」による社会参加

#### 4 グループホーム

<事業所目標（井川城）>

「楽しくて 心落ちつく にじの家」

<事業所目標（水汲）>

「笑顔で帰ってきて ほっとできる場所 それが『つむぎの家』」

##### (1) 利用者への支援・援助

- ☐ ア 利用者が思い描く自立した生活を行うための援助・提案
- イ 利用者間の交流等による相互理解への援助
- ☐ ウ 休日の過ごし方、新たな行事についての提案

##### (2) 安心・安全・安定の事業所運営

- ア 取得可能な加算等の取得による給付費の確保
- イ 災害発生時の対応の見直しと周知徹底
- ☐ ウ 緊急時対応に係る応援職員体制の明確化
- エ 定期的な研修等による職員の資質向上
- オ ショートステイ水汲の稼働率向上対策の実施

##### (3) 地域共生社会に向けた取組み

- ☐ ア 地域連携推進会議の開催（令和7年度から義務化）
- イ 町会・公民館活動、ボランティア等への積極的参加
- ウ 関係機関・職員との情報共有

#### 5 地域生活支援

##### (1) 総合社会福祉センター「ふれあいまつり」の実施

- ア 世代や分野を超えてつながる喜びを実感できる空間づくり
- イ 開催意義の共有から地域・多職種連携を視野に入れた開催内容の企画・検討

##### (2) 障がい児者及び家族のリフレッシュ事業（ふれあいバスハイク等）への協力

##### (3) 福祉団体の支援

- ア 本会を拠点に活動している福祉団体への協力
  - (ア) 松本市身体障害者福祉協会
  - (イ) 松本市しいのみ会
  - (ウ) 松本市手をつなぐ育成会

#### ☐6 委員会の開催、研修・訓練の実施

##### (1) 虐待防止・身体拘束適正化の体制強化

- ア 虐待防止委員会の開催（身体拘束適正化と一緒に実施。年1回以上）
- イ 虐待防止及び身体拘束適正化のための研修会の実施（年1回以上）
- ウ 各事業所への虐待防止責任者（サービス管理責任者）の配置

- (2) 業務継続計画（BCP）の管理・運用
  - ア 計画に沿った研修、訓練の実施（各々年1回以上）
  - イ 利用者、地域の情報の収集と共有
- (3) 感染症対策の体制強化
  - ア 感染症対策委員会の開催（年4回以上）
  - イ 感染症対策に係る研修、訓練の実施（各々年1回以上）

## V 組織の基盤強化・発展

### 基本目標

- ▶ 事業と組織について住民の理解を深めるため、積極的に情報公開を行い、説明責任を果たします。
- ▶ 職員が互いを思いやり、共に成長するために、組織内の連携を強め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

### ◆ 重点目標

#### 1 持続可能な組織体制の構築

事務事業の効率化とガバナンスの強化を目的とした組織改編を行います。また、経営安定化計画に基づき各事業のあり方を見直し財政改善を図ります。

#### 2 人事制度改革の実行

令和3年度から進めてきた人事・給与制度の改定を本年度から施行し、人材確保と均衡均等待遇の対応を図りつつ、財政に応じた人件費の調整を行います。

また、職員の意欲、実績等を評価し、人事・給与に反映させるために、新たな人事考課制度を提案し、導入に向けた準備を進めます。

### ◆ 事業概要

#### 新 1 組織改編の実施

##### (1) 課の再編

本所と地区センターの2系統で管理していた地域福祉及び介護サービス事業について、地域福祉課及び在宅福祉課の2課に再編成して、統一した方針で事業運営を行います。

##### (2) 経営資源の再配分

介護サービスの市民ニーズを踏まえながら、介護サービス事業所の拡張と統合を行い経営改善に向けた組織体制を整備します。

#### 新 2 人事・給与制度改定

##### (1) 新制度の施行

新たに定める職員区分、等級制度、給与格付け、手当、休暇制度等について運用を開始し、新制度の定着を図ります。

##### (2) 決算に基づく労使協議の実施

新制度制定時の労使協定に基づき、令和6年度決算確定後に労使協議を行い、賞与及び昇給等を決定します。

### (3) 新たな人事考課制度の構築

外部コンサルティングによる人事考課制度を提案し、導入に向けた職員研修を実施します。

### 3 補助・受託事業の見直し

不採算の補助・受託事業について、委託元との協議を継続します。

### 4 広報

本会ホームページについて、市民が必要とする情報に容易にたどり着くことができるよう全面リニューアルするとともに、各部署の職員が内容を更新していくための操作研修を行います。

### 5 職員の育成

社協職員としての基礎研修や、キャリアアップ制度に沿った階層別研修を実施します。また、各職域において必要な資格・能力の取得を進め、弾力的な組織運営ができる体制を整えます。

### 新 6 福祉人材の育成

福祉人材養成校からの要請に応え、社会福祉法人として人材育成に貢献していくため、新たに社会福祉士養成のための実習を受け入れる体制を整備し、令和7年度からの受入れを目指します。

### 7 労働安全衛生の推進

労働災害や感染症拡大を防止するために、職員衛生委員会の活動を推進するとともに、メンタルヘルスや交通安全等の研修を行います。

### 8 危機管理

業務継続計画に基づく研修・訓練の実施と計画の検証を行います。また、災害に備えた備蓄品を各事業所に配備します。

### 9 会務

任期満了に伴う理事及び評議員の一斉改選を行います。

### 10 施設の管理運営

(1) 総合社会福祉センターの管理運営（指定管理）

(2) 北部福祉複合施設（ふくふくらいう）の管理運営（受託事業）

(3) 梓川福祉センターの管理運営（指定管理）

(4) 奈川屋内スポーツ施設ほのぼの広場の管理運営（指定管理）